

健康 保 険 組 合 記 入 欄	任意継続被保険者証		90 —		受付印
	保 険 料	入金日	年 月 日		
		入金方法			
	決 裁	常務理事	事務長		

健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書

事 業 所 記 入 欄	健康保険 被保険者証	記号		標準報酬月額	千円		
		番号		資格喪失年月日	年 月 日		
	資格喪失時の 所属事業所	名 称					
		所在地					
	資格喪失時の組合の名称			ヤンマー健康保険組合			
生年月日	S・H	年 月 日	取得時年齢	歳	証返日	年 月 日	
申 請 者 記 入 欄	住 所		〒				
	マンション名 号室						
	フリガナ						
	氏 名		(印)				
	電話番号	-	-	携 帯	-	-	
	e-mail	@					
	銀行口座 (被保険者本人が名義人であるもの)			※保険料の「自動引落」はできません			
	フリガナ		フリガナ				
	銀行名		本支店名				
	種 別	普通・当座・その他()		フリガナ			
口座番号	No.		口座名義				
裏面についても熟読し、了承しましたので、上記のとおり申請いたします。							
平成 年 月 日							
ヤンマー健康保険組合 理事長 殿							
備 考							

※ この申請書は資格喪失日(退職の翌日)から20日以内に提出してください。

※ 太枠内全てに記入願います。

(裏面)

健康保険 任意継続保険 資格取得申請手続きについて

退職後の健康保険について

退職後は次のいずれかの保険に加入しなければなりません。

- ①国民健康保険に加入する。
- ②再就職して、健康保険の被保険者となる。
- ③家族の健康保険の被扶養者となる。
- ④ヤンマー健康保険組合の任意継続保険の被保険者として加入する。

任意継続保険とは

- ・任意継続保険は再就職までの継ぎとして設けられた制度です。
- ・退職後、引き続きヤンマー健康保険組合の被保険者でいたい場合に加入できます。

加入について

- ・退職時まで被保険者としての期間が2ヶ月以上必要です。
- ・取得申請に当たってはこの申請書のほか、現在、被扶養者がいて任意継続保険の被扶養者とされる場合は、所定の「被扶養者(異動)届」ならびに必要な書類を添えて新たに申請してください。
- ・退職後、再雇用制度・その他により再就職する場合は、任意継続保険には加入できません。

加入できる期間は

- ・2年間です。ただし、75歳到達日の前日までの加入となります。
- ・保険料を納付期日までに納付しない場合には、その翌日より資格喪失(脱退)となります。

申請期限は(いつまでに申請するか)

- ・資格喪失の日(退職日の翌日)から20日以内です。
- ・取得申請書類の提出先は事業所です。加入後のお問い合わせは、ヤンマー健康保険組合が窓口です。

保険料について

- ・ヤンマー健康保険組合より発行します、「健康保険任意継続保険料のご案内」をご参照ください。
- ・保険料算定の基礎となる標準報酬月額、申請者の退職時の標準報酬月額とヤンマー健康保険組合の平均標準報酬月額とのいずれか低い方の額となります。
- ・平均標準報酬月額ならびに保険料率は、毎年4月に見直しをされ決定されます。
- ・保険料は加入月より発生します。その納付は当月払いです。
(在職中に給料天引きされていた保険料は前月の保険料です)
- ・40歳以上65歳未満の方は、健康保険料と合わせて介護保険料を徴収します。
- ・「健康保険任意継続保険料のご案内」に記載された納付期限までに保険料の支払いがない場合は、自動的に任意継続保険に加入できなくなりますのでご注意ください。

喪失(脱退)について

被保険者資格の喪失(脱退)は次の場合に限られており、任意に資格喪失(脱退)はできません。

- ①資格取得日から2年を経過したとき。
- ②被保険者が死亡したとき。
- ③再就職し、国民健康保険を除く他の健康保険の被保険者となったとき。
- ④保険料を納付期日までに納付しないとき。(保険料の払込期間中は脱退できません)

※上記以外「家族の被扶養者になる」「国民健康保険に入る」等による脱退は認められません。

被保険者証について

- ・在職中の被保険者証は退職後には使えません。退職時に必ず返却してください。
- ・退職日後、在職中の被保険者証の返却・申請書類の提出・保険料の振込が確認されましたら、
新しい被保険者証を郵送します。(被保険者番号は、在職中とは別番号になります)

以上